

特定健康診査等実施計画

【 第2期 】

平成25年4月

大陽日酸健康保険組合

【背景及び趣旨】

我が国は国民皆保険制度のもと世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきたが、急速な少子高齢化や国民意識の変化などで大きな環境変化に直面しており、医療保険制度を持続可能なものにするために、その構造改革が急務となっている。

このような状況に対応するため平成20年、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき医療保険者は被保険者及び被扶養者に対し、生活習慣病に関する健康診査（特定健康診査）及びその結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導（特定保健指導）を実施することになった。

本計画は、当健康保険組合の特定健康診査及び特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項、並びにその成果に係る目標に関する基本的事項について定めるものである。

なお、高齢者の医療の確保に関する法律第19条により、5年ごとに5年を一期として特定健康診査等実施計画をさだめることとし、本年度は二期目となる。

【当健保組合の現状】

当健保組合は、大陽日酸(株)を母体として各関係会社の事業所が加入している健保組合である。

平成24年度の事業所数は44事業所で、全国の都道府県に散在している。

当健保組合に加入している被保険者の平均年齢は43歳で男性が全体の87%を占める。

被保険者の定期健康診断については各事業者で実施している。

平成23年度の定期健康診断

40歳～74歳の対象者数5,118人の内、受診者数 3,285人 受診率64.2%

対象者数に対して受診数が少ないのは特定健診は受診したにも拘らずその結果資料が未提供の数が相当あるのが実態と推測される。

被扶養者の健康診断は、健保組合が実施する巡回家族健診・主婦ドックで対応し各自が希望する健診方法での受診が可能になっている。

平成23年度の被扶養者健診

40歳～74歳の対象者数1,949人の内、受診者数 1,050人 受診率53.9%

健保組合を経由していない自治体、パート先、かかり付け医療機関での受診を被扶養者は実施していると考えられる。（平成19年10月実施アンケート調査結果）

達成目標

1 加入者数（被保険者・被扶養者）

40歳～74歳の被保険者および被扶養者の加入数は下記推移を設定した。

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
被保険者	3,183	3,170	3,160	3,150	3,140	人
被扶養者	1,651	1,640	1,630	1,620	1,610	人
被保険者+被扶養者	4,834	4,810	4,790	4,770	4,750	人

2 特定健康診査の実施に係る目標

第1期計画における24年度の特定健康診査実施率目標は国の参酌標準（指定）「80.0%」であったが実績は「64.2%（H23）」である。この数値は受診した被保険者のうちで受診結果の未提供数があることでその回収努力を行なうことで実施率を高めることが可能と考える。

第2期の単一健保組合に課された国の実施率は「90.0%」でこの目標を達成するために25年度以降の各年度実施目標を以下のように設定した。

目標実施率

（%）

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	国の参酌標準
被保険者	80.0	90.0	95.0	97.0	99.0	
被扶養者	55.0	60.0	65.0	70.0	75.0	
被保険者+被扶養者	71.0	79.0	84.0	87.0	90.0	90.0

3 特定保健指導の実施に係る目標

第1期計画における国の24年度の特定保健指導実施率は「45.0%」であったが実績は「3.1%（H23）」である。事業所が全国に散在し集中実施が難しいこと、費用面の問題が未達理由であるが、多人数事業所での実施年度は実施率は18.0%前後であった。

第2期の単一健保に課された国の実施率は「60.0%」であるが当健保組合の抱える事情からこの目標を達成するために、平成25年度以降の実施率（目標）を以下のように定める。

目標実施率

（人）

被保険者と被扶養者の内、対象者は6.5%を見込み、実施率を平成29年度25%を設定した。

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	国の参酌標準
40歳以上対象者（人）	4,834	4,810	4,790	4,770	4,750	
特定保健指導対象者数 （推計）	320	320	320	320	320	
実施率（%）	9.0	12.5	15.6	21.8	25.0	60.0%
実施者数	30	40	50	70	80	

特定健康診査等の実施方法

(1) 実施場所

特定健診は被保険者の所属する各事業所で実施。

被扶養者である配偶者は巡回健診、契約医療機関による健診、人間ドックの補助金制度、集合契約の中から受診者の希望選択で実施。

被扶養者である配偶者以外は集合契約による健診で実施。

委託先は第1期と同じく財)産業保健研究財団、財)日本健康文化振興会に委託。委託先の見直し検討。

特定保健指導は㈱ベネフィットワン・ヘルスケアへ委託し、事業所訪問型(被保険者)指導会場型(被扶養者)訪問型(被扶養者)で実施。

その他(実施項目、実施時期、受診方法、案内方法など)は第1期に準じて計画。

個人情報保護

当健保組合は、大陽日酸健康保険組合個人情報保護管理規定を遵守する。

当健保組合及び委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

当健保組合のデータ管理者は、常務理事(事務長)とする。またデータの利用者は当組合職員及び特定健診等の業務を請け負う外部委託先に限定する。

個人情報保護管理について当組合職員は機密保持誓約書を提出し、外部委託先はデータ利用の範囲やデータ利用者等についての個人情報保護の管理を明記した業務委託契約を締結済み。

特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画の周知は、各事業所にパンフレットを送付し、機関誌やホームページ掲載を行なう。

特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

当計画については適時評価し、不具合等の発生は都度見直しを図る。

その他特定健康診査等の円滑な実施を確保するために保険者が必要と認める事項

被保険者の特定健診データの円滑な提供を受けるための事業所、健診機関との連携。

- ・被保険者、事業所に対する特定健診制度への理解深耕。
- ・被保険者特定健診結果データの紙媒体から指定電子媒体への変更を促進。
- ・被保険者が出向の際の健診結果データ提供元は事業所に一元化。
- ・その他

以 上